

進めよう「住まいの耐震化」

丹波市ひょうご住まいの耐震化促進事業のご案内



○これまで震災で、家屋の倒壊・家具の転倒などにより多くの尊い命が奪われました

○大きな被害を受けた建物の多くは、昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅でした

○いつ大きな地震が起きても大丈夫なように、耐震改修して住宅を補強しておくことが大切です

簡易耐震診断推進事業

「簡易耐震診断」を申し込んでください。

申込後、市が診断員を派遣します。

○必要な費用の 1 割の負担で診断できます。

(木造戸建住宅で市内の診断員が診断する場合は無料)

耐震診断の結果

評点 0.7 未満	評点 0.7 以上 1.0 未満	評点 1.0 以上
危険	やや危険	安全

(木造戸建住宅の場合)

丹波市ひょうご住まいの耐震化促進事業

耐震診断の結果「危険」「やや危険」の場合は・・・

「住まいの耐震化」を検討してください

「次に何を検討したら良いのか」
簡易耐震診断を実施した
診断員がお答えします。

一人でも多くの市民の皆さんに耐震化に取り組んでいただけるよう、様々なメニューを用意しています。

住まいを建て替えたい方は

住まいに住み続けたい方は

耐震改修工事をしたい

高額な耐震改修工事は困難

住宅耐震改修計画
策定費補助

(計画と工事をセットにした「パッケージ型」もあります)

部分的な改修
をしたい

命だけは
守りたい

住宅建替補助

耐震改修工事ではなく、
建替えによって安全性
を確保する場合に補助
します。

住宅耐震化補助

住宅耐震改修計画策定
後、耐震改修工事により、
地震に対する十分な
安全性を確保する場合
に補助します。

部分型耐震化補助

部分的な耐震改修工事
を実施する場合に補助
します。

防災ベッド等設置助成

耐震改修工事ではなく、
命を守る最低限の対策
として防災ベッドを設
置する場合に補助しま
す。

※契約後の補助金申請は出来ませんので、ご注意ください。

補助内容の詳細については、丹波市役所（春日庁舎）建設部都市住宅課
住宅政策係（TEL:0795-74-2364）までお問い合わせください。

住宅耐震化補助 まず、計画策定をしていただき、その計画に基づき、改修工事を実施していただきます。

住宅耐震改修計画策定費補助

- (1) 対象となる方
丹波市内に対象となる住宅を所有する兵庫県民
- (2) 対象となる住宅
以下の条件をすべて満たす住宅（共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅も含む）
ア 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
イ 違反建築物でないもの
ウ 耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と診断されたもの
エ 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅
- (3) 対象となる費用
耐震診断・耐震改修計画策定（評点 1.0 以上）に要する費用
- (4) 補助額
戸建住宅 補助率 5/6 限度額 25 万円
共同住宅 補助率 2/3 限度額 12 万円/戸
※ 「住宅耐震改修計画」と「住宅耐震改修工事」をセットにしたパッケージ型補助もあります。

住宅耐震改修工事費補助

登録業者が施工

- (1) 対象となる方
丹波市内に対象となる住宅を所有する兵庫県民（所得制限あり）※耐震計画策定済みの方
- (2) 対象となる住宅
住宅耐震改修計画策定費補助と同じ
- (3) 対象となる費用
① 地震に対する安全性を確保するための、耐力壁の設置、屋根の軽量化、基礎や床面の補強（附帯工事を含む）に要する費用
② 耐震改修を行う室の内装工事に要する費用（家具工事、設備工事を除く）

(4) 補助額

戸建住宅

対象となる費用（万円）	50～	100～	200～	300～
補助額 定額+率 （万円）	30+工事費×1/4	50+工事費×1/4 （上限 80）	110	130

共同住宅 補助率 1/2 限度額 40 万円/戸

部分型耐震化補助 部分的な耐震改修工事を実施する場合の補助メニューです。

簡易耐震改修工事費補助

- (1) 対象となる方
住宅耐震改修工事費補助と同じ
- (2) 対象となる住宅
住宅耐震改修計画策定費補助と同じ（耐震診断の結果、「危険」と診断された戸建住宅に限る）
- (3) 対象となる費用
耐震性能を改善（改修後の耐震診断の結果、「やや危険」又は「安全」となるもの）するための耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する費用
- (4) 補助額 50 万円（定額）

登録業者が施工

住宅建替補助 建替によって安全性を確保する場合の補助メニューです。

- (1) 対象となる方
丹波市内に対象となる住宅を所有する丹波市民、又はその 2 親等以内の親族（所得制限あり）
- (2) 対象となる住宅
住宅耐震改修計画策定費補助とほぼ同じ（一部要件が異なるので、事前にご確認ください）
- (3) 対象となる費用
対象となる住宅の現地建替えに要する費用（除却費を含む）
- (4) 補助額 費用の 1/4、上限 100 万円

・改修、建替後の住宅は、省エネ基準に適合・木造・フェニックス共済に加入などの要件があります。

防災ベッド等設置助成 命を守る最低限の対策への補助メニューです。

- (1) 対象となる方
対象となる住宅に居住する方
- (2) 対象となる住宅
住宅耐震改修計画策定費補助とほぼ同じ（一部要件が異なるので、事前にご確認ください）
- (3) 対象となる費用
対象となる住宅への防災ベッド等の設置に要する費用
- (4) 補助額 10 万円/台（定額）

※補助金交付決定を受けた年度内に事業を完了させる必要がありますのでご注意ください。
※住宅耐震改修工事、簡易耐震改修工事、住宅建替は 9 月末が交付申請締め切りです。
簡易耐震診断、住宅耐震改修計画、防災ベッド等設置は 11 月末が交付申請締め切りです。
※登録業者が施工：H29 年度より、「兵庫県住宅改修業者登録制度」による登録を受け、補助の実績を県 HP で公表できる事業者との契約が必要となります。
【登録制度の問い合わせ先】
兵庫県住宅政策課（TEL:078-362-3611）